

村民 相談室



60歳以上の方の消費者トラブルが増えています 「周囲の人の見守り」で、被害を防ぎましょう！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

全国の消費生活センター等には、60歳以上の方から、出会い系サイトやアダルトサイト、インターネット接続回線等の情報通信分野に関する相談や、健康食品等のネットでの定期購入についての相談が多く寄せられています。また80歳以上の方からは、これらに加え、屋根の修理等を含むリフォーム工事や新聞、布団の訪問販売、健康食品の電話勧誘販売の相談が多くなっています。

相談事例

【事例1】…スマートフォンに届いた間違いメールに返信したことをきっかけに、相手と親しくなった。悩みを聞くうちに、出会い系サイト上でやりとりをしようと誘われた。個人情報交換するためだと言われ、コンビニで合計15万円ほどの電子マネーを購入し支払ったが、だまされたと気付いた。お金を返してほしい。

【事例2】…両親が2人で暮らす実家に、光回線の契約を勧める電話があった。実家にはパソコンもネット環境もないので、母は「必要ない」と断ったが、「工事代はかかるが支払ったお金は後で戻る」などとしつこく勧められて、面倒になり「契約する」と言ってしまった。母は安易に了承したことを後悔しており、キャンセルしたい。



トラブルに遭わないために…

▽録音装置や迷惑電話対策機能付きの電話機を使う▽家に多額の現金を置かない▽見える場所にクレジットカードを置かない—等、普段から注意するほか、「不審な電話や訪問を受けたらどう対応するか」、「どこに相談するか」等を、周囲の人と話し合っておきましょう。

また、高齢者の消費者トラブルを防ぐには「周囲の人の見守り」が重要です。家や本人に不審な様子がないか、下表でチェックしてみましょう。

高齢者見守りのチェックポイント	
家の様子	☐ 不審な電話のやりとりや見慣れない人の出入りはないか
	☐ 家に見慣れない物や未使用の物が増えていないか
	☐ 見積書や契約書等の不審な書類や名刺はないか
	☐ 家の屋根や外壁、電話機周辺等に、不審な工事の形跡はないか
	☐ カレンダーに見慣れない業者名の書き込みがないか
本人の様子	☐ 定期的に、お金をどこかに支払っている形跡はないか
	☐ 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
	☐ 買ったことを覚えてない等、判断力に不安を感じることはないか

国民年金 だより 老齢(退職)年金の 源泉徴収票



「源泉徴収票」の送付

老齢(退職)年金受給者には、毎年1月中旬～下旬に、日本年金機構から「源泉徴収票」(はがき)が送付されます。※障害年金・遺族年金受給者は、所得税の課税対象ではないため送付されません。

「源泉徴収票」の記載内容

▼前年1年間に支払われた年金総支給額(令和3年2月分～12月分)

▼年金から徴収された所得税額や社会保険料額(介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

▼各種人的控除の人数 ※今回の源泉徴収票には、令和2年9月に提出された「令和3年分扶養親族等申告書」の内容が反映されています。

確定申告・住民税申告での使用

年金以外に所得がある方や、源泉徴収票に記載されている内容以外に各種控除の追加、扶養人数の変更等がある方で、所得税の還付・納税が生じる場合は、所得税の確定申告(住民税のみ影響する場合は住民税の申告)をする必要があります。その際に、「源泉徴収票」が添付書類として必要となりますので、申告時期まで大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失した場合は、再発行の申請ができます。「ねんきんネット」や「ねんきんダイヤル」、年金事務所、「街角の年金相談センター」などをご利用ください。なお、再発行は過去8年分まで可能です。

問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165
(050)で始まる電話の場合は☎03・6700・1165)、水戸北年金事務所(☎231局2283)